

志學館大学改革推進会議設置要項

(設 置)

第1 本学に「志學館大学改革推進会議」(以下「会議」という。)を置く。

(目 的)

第2 会議は、本学の改革に関する事項を審議することを目的とする。

(審議事項)

第3 会議は、学長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議し、学長に建議する。

- (1) 本学の改革に必要な事項
- (2) 外部資金獲得の推進のために必要な事項
- (3) 科学研究費獲得の推進のために必要な事項
- (4) その他目的のために学長が諮問した事項

(組 織)

第4 会議は、次の各号に掲げる委員で構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 各学部長
- (4) 研究科長
- (5) 図書館長
- (6) 各学長補佐
- (7) 事務局長
- (8) その他学長が各種委員会の中から必要と認めた者 若干名

2 前項第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 欠員が生じたときに補充する委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議 事)

第5 会議に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、必要と認めたとき、会議を招集する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した者がその職務を代理する。

4 会議は、委員の3分の2以上の出席で成立する。

5 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

5 議長が必要と認めたときは、関係の職員を出席させ意見を聴くことができる。

(事 務)

第6 会議の事務は、総務課で処理する。

附 則

この要項は、平成16年3月24日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月11日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年7月27日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成29年12月27日から施行する。